

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から10時50分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから、報告事項に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただいまから、報告事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第52号及び議案第53号は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員をお願いいたします。

撮影はここまでにさせていただきますので、御協力よろしくをお願いいたします。

6 報告事項

報告事項No. 1 「川崎市教育委員会の所管施設における弔旗の掲揚基準（案）」について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項に入ります。

「報告事項No. 1 「川崎市教育委員会の所管施設における弔旗の掲揚基準（案）」についての説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No. 1 「川崎市教育委員会の所管施設における弔旗の掲揚基準（案）」について御説明をいたします。

ファイルナンバー「01_報告事項No. 1 川崎市教育委員会の所管施設における弔旗の掲揚基準（案）について」をお開きいただきまして、3ページを御覧ください。

令和4年9月に定めた市の掲揚基準でございます。

初めに、教育委員会の基準作成の経緯についてでございますが、弔旗を掲揚する際に、市全体として統一的な取扱いを示すことで、市民への分かりやすさを確保するため、令和4年9月に総務企画局で本市の施設において弔旗を掲揚する際の基準を定めました。

この市の基準を御覧いただきますと、第1項では、皇室関係の葬儀、国葬儀、追悼式典等に関

し、国等からの通知に基づき、国旗及び市旗を掲揚することとしております。

第2項では、(1)から(4)までの項目に該当する場合は、市旗のみを半旗とするとしております。

資料の2ページを御覧ください。

教育委員会の所管施設における弔旗の掲揚基準(案)でございます。

総務企画局が定めた基準は、教育委員会も含めた市全体を包含するものでございますが、行政委員会等の個別の判断を妨げるものではないことから、教育委員会でもこの市の基準を踏まえ、学校等の事情等を考慮し、基準の策定に向けて検討を進めてまいりました。

この教育委員会の基準の取扱いについては、総務企画局で定めた基準と同様に、あくまで弔旗を掲揚するかどうかの事務的な取扱いを定めた内規となります。

まず、弔旗を掲揚する対象の施設でございますが、柱書にあるとおり「川崎市教育委員会の所管施設(学校を含む。)」としております。この教育委員会の所管施設は、学校の他、図書館や日本民家園、青少年科学館、総合教育センター、学校給食センターとなります。

なお、現時点で掲揚する設備がある施設は、学校、日本民家園、総合教育センターでございます。

第1項本文については、弔旗を掲揚する場合でございますが、原則的に市全体の基準に準拠するものでございます。

第1項ただし書については、「現に、国旗又は市旗を掲揚していない場合は、この限りでない」としてございまして、ふだん、国旗または市旗を掲揚している施設でなければ、保管場所等から出して掲揚する必要がないことを示しております。

第2項については、国旗及び市旗の他に、校旗や生徒会旗を掲揚している学校が一部あり、これに対応するため、定めた項目となります。

第3項については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、国旗、市旗及び校旗等を掲揚しない場合でございます。教育委員会所管の施設において市の基準と同様の対応が難しい場合などを想定しているものでございます。

なお、今後の取扱いにつきましては、本日御意見をいただき、後日、教育長決裁にて基準を定めまして、議会や報道機関等へ情報提供していく予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

説明は以上でございます。

それでは、御意見や御質問等ございましたら、お願いいたします。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

この掲揚基準の三つ目ですね、三つ目にあります川崎市教育委員会が認める場合はというのは、例えばどういった場合を想定してのことでしょうか。

【鷹嘴庶務課長】

ありがとうございます。

この認める場合というところですが、市の基準のまず第2項に定められております、市旗のみを掲揚する場合というのが限定的に列挙をされているかと思うのですが、このうち、例えば市議会議員の先生が亡くなられたときには半旗を掲げるという形に、市の基準としては定められているのですが、このケースでは、多分市からの依頼があることが想定されますので、それを受けて、そのまま学校に対して、例えば半旗の掲揚を依頼するとかというところは、なかなか現実的には難しいと考えておりますので、そういった場合を想定して教育委員会の中で協議をして、半旗を掲揚しないという形で判断ができるための基準として置かせていただいているものでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【野村委員】

掲揚しない場合も、一応通知は出すということによろしいのでしょうか。

【鷹觜庶務課長】

教育委員会から、通知は各所管施設に出させていただきたいと思っています。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。

令和4年9月の市の基準が示されていると思うんですが、そこから時間がちょっとたっているという感じがしますが、どのような取組をしてきたのか、少し教えていただけますか。

【鷹觜庶務課長】

ありがとうございます。

令和4年9月に市長が記者会見で、基準を定め、発表されまして、その中で教育委員会については個別に定めるというお話をいただいております。

その中で、事務局の中で方針の検討、決定に向けてかなり議論を重ねさせていただいたのとともに、ふだん学校を含め、教育の所管施設がどういった掲揚の状況であったか、国旗等についてどう取り扱っているのかということ、一切状況としては把握をしていなかったというのがございますので、所管施設プラス全市立学校175校の調査をさせていただきました。

その中で、あとは学校現場との意見交換でありますとか、教育委員会内、学校運営に関わる部署がございましたので、そういったところと色々と協議をさせていただいたところでございます。

先ほど、今調査をというお話をさせていただきましたが、今回は設置状況等を調査させていただきました。例えば市立学校につきましては全部で175校ございますが、掲揚する設備は全て持っているという状況でございました。その中で、常時掲揚している中学校というのが1校ござ

いまして、月曜日のみ掲揚している中学校が1校ございました。その他、173校につきましては、基本的に常時の掲揚はしていないというところがございます、入学式や卒業式、体育祭、運動会といった、そういった行事のときには掲げている、それ以外のときには掲げていないという状況でございます。

なお、今常時掲揚をしていた1校と、月曜日のみという1校につきましては、生徒会の役割として学校で受け継がれているという言葉が正しいかどうか分からないですけども、その学校の伝統としてその生徒会の役員の子たちが掲揚する作業をしていると、校長先生からはお話を伺っております。

それ以外の教育の施設については、掲揚施設自体があるのが日本民家園と、総合教育センターという二つの施設でございます、そのうち総合教育センターについてはその設備を使って旗の掲揚は行っていないと確認できております。

日本民家園については、いわゆる旗日と言われている祝日のみ掲揚をしているという状況が確認できているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、芳川委員。

他には。石井委員、どうぞ。

【石井委員】

今の調査の過程で、学校現場から何か具体的に意見というものは挙がったかとは思いますが、もしよければどんな内容だったか、教えていただければと思います。

【鷹嘴庶務課長】

ありがとうございます。

学校現場、特に校長先生と色々意見交換をさせていただきました。その中で、やはりいただいた意見としましては、昨年のこの弔旗掲揚のお話が色々話題になった件については、我々から依頼を出した際に、学校の判断に委ねるような形になっていたのですが、やはりそこは教育委員会として方向性をしっかり示していただいたほうがありがたいというところは、意見としてすごくありました。そこが一番大きな意見だったと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

今のお話に絡んでということなんですけれども、そうすると、学校現場を含む所管施設全てでの掲揚については、責任の所在というのは教育委員会にあると考えてよろしいですか。

【鷹觜庶務課長】

ありがとうございます。

この基準に基づいて教育委員会のほうで議論をさせていただきまして、教育委員会の責任を持って各施設に依頼等をさせていただきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

野村委員。

【野村委員】

今のお答えの中にあつた協議ということになりますと、恐らくこの話題が出たときに学校現場の混乱ということと中立でということ、世間からいろんな御意見をいただいたところがあると思うので、協議にどういった方が関わるのかというのを想定している限りで教えていただけると、もう少し基準に対しての信用度というか、安心感を持てるかと思うんですが。

【鷹觜庶務課長】

ありがとうございます。

教育委員会の中の全体でももちろん協議をしていかなければいけないと思っています。それは教育長をはじめとする、教育委員会の中でやらせていただきながら、多分案件に応じてどういったシチュエーションになってくるかというものがあると思うのですが、その事案によっては所管をするような部署があることも想定されますし、そういった場合にはその関係課も含めて、協議をさせていただきながらやっていきたいと考えております。

【小田嶋教育長】

今、教育委員会というお話がありましたけど、教育委員会事務局の中でしっかり協議していくということですね。

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

参考までということですが、例えば過去の事例で令和4年7月の安倍氏の葬儀の際はどうに対応したのでしょうか。

【鷹觜庶務課長】

ありがとうございます。

令和4年7月と言いますと、葬儀の前、銃弾の事件があつた直後のお話だったかと思うのですが、あのときに照らして対応経過を考えますと、この教育委員会の基準の前段として市の基準があるという前提になってくると思うのですが、あのときは、事件が起きて、その後神奈川県から川崎市に対して通知ではない情報提供という形で、県はこうしますという情報提供はあつたと聞いています。

そうなりますと、依頼でもなく通知でもないという形になりますので、市から今の基準に照ら

せば市からの依頼は出てこないという考え方になります。そうすると、依頼がないものは教育委員会としても特に対応はしないという形になろうかと思imasuので、そういった形の対応になったのではないかと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

すみません、関連した質問ですけれども、先日の12年目を迎えた3.11の時、このときにはどのような対応をされたか教えてください。

【鷹觜庶務課長】

3.11の関係につきましては、文部科学省から直接教育委員会に対して弔旗の掲揚というか、弔意の表明の依頼は来ております。もちろん、総務省から多分市長部局のほうに来ていて、総務局からこれを市全体にも来ているという状況でございます。なので、通知をいただいた、依頼をいただいた上で、各所管課に対して依頼をするのですが、その日は土曜日でございますので、学校が閉校している日でございます。なので、その依頼文の中では閉庁しているので対応は不要という形で、はっきりと示させていただいて、各所管施設に依頼を出しているという状況でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【岩切委員】

すみません、土曜日だったということで特にはなかったということですが、もしこれが平日だった場合、どのような対処をされていたかも教えていただけますでしょうか。

【鷹觜庶務課長】

これが平日の場合ですと、もちろん学校は開いておりますので、依頼は出させていただきますが、1号のただし書の中で現に常時掲揚の関係の規定がございますので、基本的には常時掲揚していない学校等については、対応は特段の弔旗の掲揚の対応はいただかなくても大丈夫というところを、留意事項として付記をさせていただいて、各所管施設の中に依頼をさせていただくという形になろうかと思imasu。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。
芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

先ほど施設のことを教えていただいたのですが、市民館とかはどんな感じになるのでしょうか。

【鷹觜庶務課長】

市民館は、区役所に事務委任という形になっておりますので、今回の基準の対象の範囲としてはおりませんので、市全体の中の基準の中に入ってくるかと思えます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。
石井委員、どうぞ。

【石井委員】

御説明を伺っていますと、通知を出す際には現場の混乱であるとか、そういったことがないよ
うに付随した説明という形で丁寧にされるという理解でよろしいのでしょうか。

【鷹觜庶務課長】

ありがとうございます。

そうですね、おっしゃるとおりでございまして、学校を含め、我々の所管施設の運営上に混乱
を招くようなことというのは、一番避けなければいけないところでございますので、もち
ろん依頼は依頼でさせていただきますが、ちゃんと留意事項についてもはっきりと分かるよう
な形でちゃんと留意事項を付して、各施設に依頼をさせていただきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
他にはいかがですか。よろしいですか。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

先ほど3. 11の話もしてしまったのですけれども、今回の件というのは政治的中立性という
ところがやはり争点になったのではないかなと思っています。実は、前々職で東芝未来科学館を
運営していた時の話なのですけれども、ある国の国王様が逝去された翌日にその国の団体の方が
来訪されたんです。そのときに、半旗を用意したというか、弔意を表す形で半旗を用意したと
ころ、後から非常にお礼を言われたということがございました。

しかしながら、昨今国際紛争が多くなった関係もございまして、お客様の中にはそれに対して
不快感を表される方ということもちょっと増えてきたという事情がございます。

そのために、個別の部屋対応に切り替えたりということをしているんですけども、学校であるとか、こういった所管施設はお客様というのが市民全体であるということを見ると、取扱いが非常に難しいなど、先ほどから考えておりました。

特に、先ほど議員の方がもし亡くられたりという話があったんですけども、学校にとっては、もしかしたらその方が非常に関係性の深い方という場合もあるのではないかなということ想定いたしました。施設と、それから対象になる方、事物の関係性というのは一義的ではないと考えていますので、本当に様々な場合があるんだろうということがあります。

このお話の中でずっと感じていたのは、関係性が政治的中立性を踏まえてもなお弔意を示す必要があるか、ないかという、そういった判断が問われるところなのかなと思うのですが、それを踏まえてのこの弔旗の掲揚基準ということによろしいでしょうか。そこを確認させてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【鷹觜庶務課長】

そうですね、もちろん政治的中立性というお話は、前回、中心の話題となったところでございます。今、委員がおっしゃったとおり、個別の学校単位でその学校に、本当に学校がお世話になった方とか、そういった方ということ想定としてはもちろん考えて、教育委員会の学校全体として一律には難しいという判断が出る時もございます。そういった個別のところにつきましても、そこは教育委員会としても十分に議論をさせていただいて、そういった判断を決して妨げるものではないというところがございますので、そこに、今岩切委員のおっしゃったようなケースのところも、そこはしっかりと考慮しながら、検討しながら考えていくということで、十分に議論したいと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岩切委員】

確認ですけど、政治的中立性の観点が一番先にあって、その後に個別性ということによろしいですか。

【鷹觜庶務課長】

さようです。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

政治的中立性に関しては、色々なところから言及があったかと思います。

市議会でも質問がありまして、私からもあくまでも弔意を示すということで儀礼的という言葉

で言いましたけれども、そういったものだということで、その辺りが学校にもちゃんと分かるように留意事項をつけるということなので、そういった中に誤解が生じないように留意事項を少し分かりやすくつけて、また個別のことがあれば相談しながらということにしていきたいと思っています。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の説明、あと質疑のやり取りで、学校を含めました所管施設に弔旗の掲揚をするときは別の判断に委ねることなく、この決定した基準に基づいて実施してまいります。

今後の通知を出す際には、この基準を踏まえて、しっかりと検討した上で、慎重に実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

以下、非公開となりますので、傍聴の方におきましては、退出をお願いいたします。

<以下、非公開>

7 議事事項

議案第52号 人事について

鷹觜庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第52号は原案のとおり可決された。

議案第53号 人事について

細見教職員人事課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第53号は原案のとおり可決された。

8 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

ありがとうございました。

(10時44分 閉会)